

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- (歯初診) 初診料(歯科)の注1に掲げる基準 第159号
- (外安全1) 歯科外来診療医療安全対策加算1 第118号
- (外感染1) 歯科外来診療感染対策加算1 第118号
- (歯リハ2) 歯科口腔リハビリテーション料2 第237号
- (口腔粘膜) 口腔粘膜処置 第51号
- (歯技連1) 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算 第74号
- (歯CAD) CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー 第352号
- (歯技工) 歯科技工加算1及び2 第108号
- (手光機) レーザー機器加算 第50号
- (補管) クラウン・ブリッジ維持管理料 第675号

(2024年11月1日時点)